

## 憲法記念日に思う

### 個の尊厳を奪われた存在が象徴であるということ

齊藤小百合 (恵泉女学園大学教授)

2019年4月末から11月までの「代替わり」に関する諸儀式・行事がひと通り終わりました。多くの心ある市民は、その経緯を注意深く観察していたと思います。例えば、新元号の「令和」の出典は万葉集であったことから、出典を国書にこだわろうとする政権の姿勢を読み取り、ナショナリズムが過度にあおられることを警戒したり、「即位の礼」や「大嘗祭」にまつわる宗教性から政教分離原則違反の事態がまかり通っていることに憤りをもって、祝賀ムードに流されないように心掛けたりと。それでも、多くの識者が指摘したように、30年前の「代替わり」の際に比べると、象徴天皇制という制度そのものへの根源的な問いなおしは活発ではありませんでした。また、この「生前退位」から「代替わり」の動きが2016年8月の上皇によるメッセージを契機にしていたという憲法上強い疑義のあるものでした。しかし、国民はこの「生前退位」の意向を絶大に支持したのです。

それは上皇が国民から強い支持を受けていたことがあるでしょう。しかし「天皇制」というのは、憲法によって設置されている他の国家機関と同様に、憲法上の「制度」ですから、個別の天皇に対する評価とは別に、「制度」としても考えなければなりません。「制度」として考えたときに、私にとってもっとも気にかかるのは、天皇や天皇を支える天皇家の人たちに、「個としての尊厳」が否定されていることです。そしてこのことが、日本国憲法が本来の役割を果たしていくために大きな壁になっていると考えています。天皇に「尊厳」が認められていない、ということに奇妙に聞こえるかもしれませんが。国事行為などを行う際の天皇の様子は「威厳」があり、「尊厳」を感じさせるようにも思います。「あこがれの中心」という表現もありました。また、天皇は君主ではないですが、19世紀イギリスの思想家W.バジヨットが指摘する「国家構造における尊厳的部分」を君主が担っている、という見立てにも矛盾します。しかし、それらは、日本国憲法がすべての人に保障しているはずの「個としての尊厳」とは異なるのです。

日本国憲法13条は「すべて国民は個人として尊重される」と定めてい

ます。「すべて国民は」とありますから、日本国籍を有する人だけのよう  
に読めますが、この言葉にこだわる必要はないので、すべての人が「個  
人として尊重される」と考えられます。つまり、「すべての人がその人ら  
しく、尊重されること」を憲法が保障しているのです。憲法が保障して  
いるからといって、現実には十分にそうなっているとは限りません。だか  
ら、自分らしく生きられずに、生きづらい思いをしている人も多いでし  
ょう。でも、13 条を手掛かりに、もっと自分らしく生きるために抗い、  
権利を保障するよう、国家に要求することはできるのです。

しかし、天皇や天皇家の人たちは憲法制度的に「自分らしく生きるこ  
と」を奪われているのです。天皇家に生まれたという出自によって、自  
分の生き方が限定される。天皇制という閉じた空間に生きることを余儀  
なくされる。リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、  
市民社会の中では大切な権利のひとつと重視されるようになってしまし  
た。天皇・天皇家の人たちはどうか。天皇制の維持のためには、はなか  
らリプロダクティブ・ライツなどは視野にありません。

こうして、「自分らしく生きること」が根源的に否定され、閉じた空間  
に生きる存在が、「日本国、および日本国民統合の象徴」であるというこ  
と。「個人の尊重」のほうが天皇に関する規定よりも憲法上重要であるけ  
れど、「個」の尊重に冷淡な日本社会において、このことが意味すること  
は小さくはないのではないのでしょうか。